

学校安全の推進に関する計画

平成 24 年 4 月 27 日

目 次

はじめに	1
I 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題	2
1. 学校における児童生徒等の安全の現状とこれまでの取組	2
2. 本推進計画を含む今後の学校安全の方向性	3
II 学校安全を推進するための方策	6
1. 安全に関する教育の充実方策	6
(1) 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点	
(2) 教育手法の改善	
(3) 安全教育に係る時間の確保	
(4) 避難訓練の在り方	
(5) 児童生徒等の状況に応じた安全教育	
(6) 情報社会への対応	
(7) 原子力災害への対応	
2. 学校の施設及び設備の整備充実	15
(1) 学校施設の安全性の確保のための整備	
(2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実	
3. 学校における安全に関する組織的取組の推進	18
(1) 学校安全計画の策定と内容の充実	
(2) 学校における人的体制の整備	
(3) 学校における安全点検	
(4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進	
①教職員研修の推進	
②教職を志す学生への学校安全教育	
(5) 危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応	
4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進	25
(1) 地域社会との連携推進	
(2) 家庭との連携強化	
III 方策の効果的な推進に必要な事項	30
1. 国における推進体制の整備	30
2. 地方公共団体における推進体制の整備	31

はじめに

子どもが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いである。

学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、学校という場において、児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。また、児童生徒等は守られるべき対象であることに留まらず、学校において、その生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。

これまでも大きな事件・事故災害が起きるたびに学校安全の充実が叫ばれ、改善がなされてきた。しかし、学校で起きる事件・事故災害は無くならず、また、事件・事故災害により尊い命を失うことも発生しており、学校安全と危機管理の更なる充実が求められている。

こうしたことから、国は、これまでも学校安全について、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき、各般の措置を講じてきたが、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものである。

特に、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の際には、徹底した津波や防災に関する教育により、想定された避難場所が危険であることを児童生徒自らが判断し、更に安全な場所に自主的に避難して津波による危険を回避した学校などもあり、学校安全に係る取組を推進する重要性がより一層認識されるようになったところである。

本推進計画は、今後、おおむね 5 年間（平成 24 年度～平成 28 年度）にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものであり、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を検証した上で、適切に見直すことが必要である。

I 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題

1. 学校における児童生徒等の安全の現状とこれまでの取組

- 生活安全については、日常の学校管理下における事故の状況として、例えば、独立行政法人日本スポーツ振興センターによれば、小学校では休憩時間中を中心に、中学校・高等学校では課外活動などにおいて、負傷などが年間約 113 万件¹発生しており、30 年前と比較して約 3 割増加している。また、死亡事故の件数については、減少傾向が続いているものの平成 22 年度において 74 件²発生しており、引き続き学校安全に向けた不断の取組が求められている。
- また、近年、学校に不審者が侵入して児童生徒等や教職員の安全を脅かす事件や、通学路で児童生徒等に危害が加えられる事件が発生し、大きな社会問題となっている。
- 交通安全については、昭和 46 年から政府全体として取り組む方策をまとめた交通安全基本計画に基づき、児童生徒等に対しても同計画を踏まえた対策を行ってきており、平成 23 年度から第 9 次交通安全基本計画が実施されている。交通事故は、成人も含め平成 23 年には約 69 万件発生し、負傷者が約 85 万人、死者が 4,612 人（24 時間死者数）に上っている。児童生徒等の交通事故による死者数は近年減少傾向にあるが、なお 155 人（24 時間死者数）に上るとともに、自転車乗車中の児童生徒等が加害者となるケースも発生するなど大きな課題となっている。
- 災害安全については、我が国においては、自然災害が多く発生し、地震被害では平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震などが発生するとともに、風水害についても平成 23 年 9 月の台風 12 号などにより多くの被害が発生している。これらを踏まえ、学校の耐震化をはじめとした様々な対策がとられてきている。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、児童生徒等 600 人以上を含む、約 2 万人の死者・行方不明者を数えるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害のため、多大な被害が生じており、これらの教訓を活かす学

¹ 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付において医療費を支給した平成 22 年度の災害の発生件数（保育所を含む。）

² 同センターによる災害共済給付において死亡見舞金を支給した平成 22 年度の件数（保育所を含む。）

校安全の対策が喫緊の課題である。

- 児童生徒等の安全を脅かす事件・事故災害に対応して、学校では防犯を含む生活安全，交通安全，災害安全（防災）のそれぞれの領域について，学校内の施設及び設備の安全点検や，交通安全を中心とした通学路における取組など安全管理のための取組を進めるとともに，避難訓練などを含め児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせる取組が行われてきた。また，学校への不審者侵入事件などに対する取組も進められてきた。
- 特に，平成 20 年に改正され平成 21 年から施行された学校保健安全法に基づき学校の安全を確保するため，様々な取組が推進されている。同法の改正により，学校においては，学校安全計画（各校で策定する総合的な学校安全のための計画）の策定・実施，危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成及びその職員に対する周知，訓練の実施が義務付けられた。また，学校が保護者や警察署等の関係機関や関係団体等との連携を図るとともに，校長が学校環境の安全確保のために必要な措置を講じることとされた。
- また，文部科学省では，東日本大震災の教訓を踏まえ，学校における防災教育・防災管理等を見直すため，平成 23 年 7 月から児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めるための方策等について検討を行っている。

2. 本推進計画を含む今後の学校安全の方向性

- これまで見たように，学校管理下における事件・事故災害等による児童生徒等の負傷や障害，死亡事例は依然として多く，特に，学校における負傷については大きく増加しており，本推進計画期間中にこれを減少傾向にすることを目指す。また，死亡事例についてはゼロとなるよう最大限の努力を払う。
- 成人への安全教育と異なり，子どもへの安全教育は，将来につながる安全意識・能力の基盤を培うものであり，長期にわたる教育の継続によって，次代を担う子どもたちに安全に関する考え方を定着させる効果がある。また，子どもに対する安全教育がなされることにより，適切な指導を受けた子どもが緊急時に率先して避難行動をとり，安全意識が必ずしも高くない大人に避難を促すという効果も期待できる。こうしたことから，中長期的な視点で考えた場合，学校教育において安全に関する指導を行うことは，

次代の安全文化を構築するという意義も担っている。

- 学校保健安全法では、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関して必要な事項が定められており、この中で、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が学校安全の推進に関する計画を策定することとされている。
- 学校における安全に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うこととされている。具体的には、体育や保健体育などの各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの時間で、事故やけが、自然災害、応急手当などについて指導が行われている。これらは基礎的な内容であるとともに、実践的な知識や技能が含まれており、児童生徒等が内容を理解し、実践できるように、十分に指導することが必要である。
- 学校現場では、学校安全について十分な時間がとりにくい現状があるため、児童生徒等の安全を守る取組を効果的に行うことが求められる。そのため、国は、学校安全のため各学校が行うべきことを検討し、分かりやすく学校現場に示していく必要がある。
- 学校が、学校内外で児童生徒等の安全を守るための取組を効果的に進めていくためには、校長等管理職のリーダーシップの下、学校安全計画を策定し、体制を整備することが必要である。そのため、学校保健安全法において学校が策定することとされている学校安全計画を全ての学校が策定するよう徹底することと併せ、その内容の充実を図ることが急務である。
- 自然災害や学校への不審者侵入事件など、学校内外において突発的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件・事故災害の発生時の安全管理に関しては、学校保健安全法において、学校が危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を当該学校の実情に応じて作成することとされている。しかしながら、必ずしも全学校で作成されていないため、全ての学校において作成し、これを活用した訓練などを行うことを徹底し、さらには、緊急時に有効に機能するよう適切な見直しを行う必要がある。
- 本推進計画の実施に当たっては、セーフティプロモーションの考え方³

³ 1989年9月に世界保健機関（WHO）から提示された考え方で、障害をもたらす事故、犯罪被害、

に則り、科学的な根拠に基づいた施策を進め、評価もできる仕組みが必要である。そのため、学校現場の負担に十分配慮しつつ、学校における事件・事故災害の情報を適切に収集し、その分析に基づき、将来の事件・事故災害の減少につなげる実証的な取組がなされることが重要である。また、安全推進に関わる様々な機関が連携し、取り組んでいくことが重要である。

その際、インターナショナルセーフスクール（ISS）⁴の取組などにも留意すべきである。

- 大学等の高等教育機関も学校保健安全法の対象であり、学校安全計画の策定等が義務付けられているが、児童生徒より判断力の高い学生が学ぶ一方、施設規模が大きく、高度な研究施設を有するなど、学校施設の管理等について初等中等教育段階とは大きく異なっており、高等教育機関における取組は各機関がその実態に応じて対策を講じることが必要である。そのため、国は、高等教育機関について学校保健安全法の周知徹底を図り、その取組を促す必要がある。

自傷行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするもの。

⁴ WHO協力センターの推進する地域単位のセーフティプロモーションの取組と連携した認証活動。同センターの指針に基づき、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられるものとして世界規模で展開されている。

Ⅱ 学校安全を推進するための方策

1. 安全に関する教育の充実方策

- 学校に求められる役割として第一に挙げられるのは、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全教育によって、児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせることである。

具体的には、

- i) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること
- ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること
- iii) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること

などについて、発達の段階に応じて、児童生徒等の能力を育むことが求められている。

- 現在、政府において「教育振興基本計画」（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定）の改定について検討がなされているが、その基本的考え方においてキーワードとされている「自立、協働、創造」は、学校における安全教育においても踏まえるべき重要な観点である。

- 学校安全における生活安全、交通安全、災害安全は、いずれも重要な課題であり、教育活動においていずれかに偏ることのないよう十分な配慮が求められる。

（1）安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点

<課題・方向性>

- 事件・事故災害に対し、自ら危険を予測し、回避するためには、知識とともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けることが必要である。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態

度」を育成する教育が必要である。このため、安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。

- 進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける教育を進めていくべきあり、自助だけでなく、共助、公助（自分自身が、社会の中で何ができるのかを考えさせること等も含む）に関する教育も重要である。その上で、家族、地域、社会全体の安全を考え、安全な社会づくりに参画し、自分だけでなく他の人も含め安全で幸せに暮らしていく社会づくりを目指すところまで安全教育を高めていくことが望ましい。
- 災害安全について、支援者となる視点からの防災教育が非常に重要である。特に、発達の段階に応じて社会に貢献し、災害時に自ら行動するための安全教育を行うことが必要である。

<具体的な方策>

- 国は、主体的に行動する態度の育成とともに、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目指した教育手法の開発・普及を行うため、モデル事業などを通じ、各学校や地方公共団体における取組を促す。
- 国は、主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた安全教育が学校現場で円滑に導入されるよう、指導についての教師用参考資料を作成する。その際、モデル事業を含む最新の研究成果を活かすとともに、十分な利用が図られるよう積極的な情報提供に努める。
- 国は、学校や学校の設置者において、発達の段階に応じて被災地でのボランティア活動の経験等を活かして、防災教育を広げていくことを促す。

(2) 教育手法の改善

<課題・方向性>

- 安全教育は、保健体育等の授業時間中に教科書などを使って系統的、計画的に行われており、その充実を図っていくことは今後も必要である。講話を聞くことに加え、その知識や態度を定着させ、更に行動にま

でつなげていくためには、例えば、実際に学校内での危険箇所を探す、通学途中の危険箇所を確かめる、自転車の点検や安全な乗り方を練習する、地震が起きたことを想定して避難訓練をする、自動体外式除細動器（AED）を実際に使用するなどの発達の段階に応じた体験的な学習が有効である。

- 学校現場では、既に体験的な学習はある程度行われているが、今後は、地域との連携を一層図り、より効果的に体験的な学習を行うようにすることが必要である。
例えば、交通安全教育については警察、自動車教習所等、生活安全教育については地域のパトロール隊やスクールガード・リーダー等、また、防災教育については気象台や消防機関などの関係機関の協力を得ることなどによる実技を伴う体験的な学習やロールプレイングなどの活動がある。その際、事前・事後の学習を組み合わせることも重要である。
- 学校安全に関する調査研究結果を学校安全の向上に役立てるためには、調査研究の内容の充実に加え、分かりやすく学校現場に伝える努力が必要である。
- 国により良質な教材や参考資料等が作成されているにもかかわらず、学校現場で十分周知・活用がなされていないとの指摘があり、改善が必要である。
- 地域で語り継がれてきた災害教訓の中には地域特性によらない普遍的内容が含まれているものがあり、それを継承する中から具体的な対策が見い出されることもあるため、例えば、児童生徒等による災害教訓の語り継ぎなどにより、災害教訓の継承を図ることが重要である。その際、中央防災会議においてまとめられる予定の災害教訓の事例集などを見学児童生徒等の発達の段階などに留意しつつ、必要に応じ、各学校において活用することが望ましい。
- 児童生徒等に対する自転車の安全教育について、特に、中学生・高校生が加害者となる自転車事故が課題となっており、今後は、例えば自らの自転車の乗り方が安全なのかを理解できるような、自己理解、自己評価型の教育を進める必要がある。また、例えば、デジタル機材を活用し、校区地図を基礎とした危険箇所マップを作成する活動等も有効である。

- 野外炊飯など、防災教育にも資する自然体験活動の推進方策を学校安全の観点からも検討することが望ましい。その際、火おこしなどの技術的な内容だけでなく、体験を通して得られる危険予測・危険回避能力などを培うための内容も盛り込むべきである。
- 従前より、子どもたちは異年齢間での遊びを通して、危険を予測したり、危険を回避したりする知識や態度などが伝えられてきた。近年は、異年齢間で遊ぶ機会が減少しており、学校としても、朝や休憩時間等を活用した異年齢交流の機会を工夫し、子ども同士が遊びの中で、伝え合ったり、支え合ったりする体験ができるような環境づくりを行うことが重要である。
- 豊かな自然環境の中での集団による活動は、自然の恵みを知り、良好な人間関係を構築するとともに、厳しさや困難を体験することができる。これらの体験は、危険を回避する能力を育む機会でもある。近年、このような体験をする機会が少なくなってきており、学校、家庭、地域などで、児童生徒等の自然体験活動が多く行われるよう協働して取り組むことが大切である。

<具体的な方策>

- 国は、体験的な教育手法を含め、各学校現場で行われている安全教育等について情報共有し、優れた実践事例が全国に広がるよう、関係機関とも連携し、全国的な情報共有や意見交換の機会を設定する。
- 国は、主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた安全教育が学校現場で円滑に導入されるよう、安全教育に関する参考資料を作成する。その際、モデル事業を含む最新の研究成果を活かすとともに、十分な利用が図られるよう積極的な情報提供に努める。
- 国は、その作成する安全教育に関する参考資料等の利用状況を把握するとともに、今後その確実な活用を目指す。そのため、全国的な教員研修の場などで安全教育に関する参考資料等の活用推進に努めるとともに、効果的な活用について併せて学校に周知し、全国的な安全教育の質の向上を図る。
- 学校内で起こる事故を未然に防ぐという観点から、各学校では、例えば、授業や課外活動等において、けがや熱中症などが起こらないよう、文部科学省が作成した学習教材や各種資料も活用して児童生徒等

に対して適切な指導を行う。

- 国は、地域で語り継がれてきた災害教訓を児童生徒等に伝える学習活動が円滑に進むよう、関係機関が連携し、災害教訓の取りまとめや学校現場への提供に努める。
- 防災教育にも資する自然体験活動がなされるよう、大学等の研究機関や独立行政法人国立青少年教育振興機構、民間団体等により開発された先進的な体験活動プログラムを、全国の公立・民間の青少年教育施設等に情報提供するなど、国において、効果的な取組の全国的な普及・啓発を推進する。
- 国は、各地域の特性に応じた体験的な防災教育を推進するため、学校等を避難所と想定した生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する「防災キャンプ推進事業」の実施と成果の普及に努める。
- 学校においては、安全教育の推進とその実践を促すため、各教科を横断する総合的な指導計画及び実践例等を示すことが重要である。そのためには、各教科等の専門的知識を持つ教員が安全教育の事例を持ち寄って検討する場を設定するなど、学校全体としての取組が期待される。

(3) 安全教育に係る時間の確保

<課題・方向性>

- 平成20年及び21年に改訂された学習指導要領及び幼稚園教育要領において、安全に関する指導の充実が図られ、「安全に関する指導は学校教育活動全体を通じて適切に行う」、「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や物事などが分かり、安全についての理解を深めるようにする」こととされているが、系統的な指導を行うための時間は限られている。
- 体育・保健体育における安全教育の時間数は限られており、現在の時間数では主体的に行動する態度の育成には不十分である。国は、各学校において、体育・保健体育をはじめ関連する教科等での安全教育の指導時間が確保できるよう検討する必要がある。

- 我が国は、地震、津波、豪雨などによる自然災害の発生が国土の面積に比して非常に多いという特徴を踏まえ、学校教育全体の中における安全教育の重要性について全ての関係者が改めて認識を共有し、学校教育活動全体の見直しの一環として、国、学校の設置者及び学校において、安全教育のための時間の確保に取り組むことが必要である。
- 教育課程特例校制度を活用し、学校や地域の実態を踏まえ、安全科を新設して、小学校の全学年で週1回の安全等に関する授業を行っている例もある。

<具体的な方策>

- 学校においては、現行の学習指導要領や幼稚園教育要領の下でも、これまで取り組んできた安全教育を不断に見直し、安全教育として最優先で取り組むべき課題を意識して教育を行うことが求められる。学校における安全教育のための時間は限られているが、例えば、体育・保健体育における安全に関する内容の指導時間を増やしたり、朝の指導の時間やショートホームルームなどの時間、特別活動の時間等を工夫し、安全指導の時間に充てることも考えられる。
- 国は、学校における安全に関する指導が系統的・体系的になされるよう、学校現場で実際に行われている安全教育の効果を検証するとともに、各教科等における安全に関する指導内容を整理し、学校現場に対して分かりやすく示す。
- 国は、中長期的には、研究開発学校制度などの活用により各学校における創意工夫を凝らした取組を促すとともに、教育課程特例校制度を活用した取組の成果等も踏まえ、安全教育に関する教育課程の改善を視野に入れた研究を推進する。
- 例えば、教科等として位置付けるなど安全について系統的に指導できる時間を確保すること、総合的な学習の時間の学習活動の例示として、福祉・健康、環境と同様に安全を位置付けること、体育・保健体育において安全教育に充てる時間を充実させることなど、安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。
- 国は、研究開発学校制度などの先進的取組について、学校や学校の設置者に適時情報提供する。

(4) 避難訓練の在り方

<課題・方向性>

- 学校における避難訓練は、基礎的な訓練を確実に行うことが重要であるが、更に、例えば、管理職以外の教職員や児童生徒等に予告なく行う、地域や保護者の参加を得て行う、警察・消防・救急への通報訓練を行うなど、より実践的な内容にするための工夫も必要である。
- 学校や学校の設置者は、安全に関する科学技術の発達や実用化の状況に応じて、緊急地震速報を活用した避難訓練など、従来の訓練に加え、創意工夫を凝らした訓練を取り入れていくことも重要である。
- 学校における訓練について、指導者が児童生徒等を指導するという前提だけではなく、実際にどのように対応するのか児童生徒等が自ら考えて行動し、その行動に対して指導をする訓練を繰り返し実施することも必要である。
- 地域と連携した避難所開設訓練などについては、継続的に調整・訓練を行うことにより徐々に定着し、訓練の効果も高まると指摘されている。

<具体的な方策>

- 国は、安全に関する科学技術の実用化の状況を踏まえ、緊急地震速報などを活用した防災教育手法の開発・普及のためのモデル事業を行うことにより、学校における創意工夫を凝らした防災教育手法の普及促進に努める。
- 学校においては、基礎的な訓練を確実に行うことはもとより、地域や学校の実情を踏まえたより実践的な避難訓練を行うことが期待される。国は、優良な実践事例の情報が学校及び学校の設置者に共有されるよう努める。

(5) 児童生徒等の状況に応じた安全教育

<課題・方向性>

- 運動能力や判断能力は、個々の児童生徒等によって相当異なるため、学校においては、運動能力や判断能力の高い児童生徒等だけが逃げられるような避難体制ではなく、全ての児童生徒等が安全に避難できる体制を整備することが必要である。
- 学校においては、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を確実に作成し、それに沿った適切な対応ができるようにすることに加え、個々の児童生徒等の状況等に応じた臨機応変な指導にも留意する必要がある。
- 児童生徒等は、心身の発育発達面からみると、一生のうちでも極めて大きく変化する時期である。こうした発達の段階における特徴を考慮して、学校安全の内容や進め方を検討することが重要である。
- 例えば、災害時に落ち着いた行動をとれる児童生徒等は避難や災害後の対応において大きな役割を果たすことが期待される。防災教育では、発達の段階に応じて、避難するだけではなく、災害時に児童生徒等がどのような役割を果たしていくかを示していくべきである。このことは、社会貢献に対する意識、社会への帰属意識、社会における存在感の醸成にも役立つ。
- 幼児に対する安全教育では、幼い命をどう守るかを考えると同時に、発達の段階の特性を十分踏まえつつ、遊びを含めた幼稚園における生活を通じ、自らの命を守ることへの意識を高め、安全に配慮して行動し、集団で迅速な行動が取れるよう繰り返しの体験を計画的に行うことが強く求められる。
- 障害のある児童生徒等については、一人一人の障害の種類や状態、教育的ニーズ、学校や地域の状況を把握することが重要であり、それらを踏まえて、安全に関する指導を実施する必要がある。その際、小・中学校等に通学する障害のある児童生徒等への指導に関しても配慮することが必要である。

＜具体的な方策＞

- 国は、学校における安全教育を充実するため、安全教育に関する参考資料を作成するに当たっては、学校種や児童生徒等の状況を踏まえた留意点を明らかにする。学校においては、職員会議でこのような参考資料を用いて共通理解を図るなどし、日常における教育や防災訓練

などに活かすことにより学校での指導の充実が図られることが期待される。

- 国は、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及を行うため、モデル事業などを通じ地方公共団体や学校における取組を促す。

(6) 情報社会への対応

<課題と方向性>

- 近年、情報化の急速な進展により、学校においては、情報化社会に対応し、インターネットを活用した効果的な授業実践や児童生徒等の情報モラルの育成等を目指した情報教育が展開されている。一方で、生活の様々な場面で児童生徒等が携帯電話やパソコンを利用する機会が増加し、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に巻き込まれたり、携帯電話等を使ったいじめが発生するなどの問題が生じている。児童生徒等をインターネット上の有害情報から守り、また、児童生徒等の情報モラルを育成するためには、学校、保護者のみならず、企業や地域社会が一体となって取り組むことが重要である。

<具体的な方策>

- 国は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）等に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備していくため、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの普及促進その他のインターネットの適切な利用に関する啓発活動について、学校、保護者のみならず、企業や地域社会と一体となって取り組む。併せて、学校において、引き続き児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

(7) 原子力災害への対応

<課題と方向性>

- 学校の設置者は、原子力災害について、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害の教訓を踏まえ、学校の近隣における原子力関連施設の設置状況等に応じて、原子力災害時に児童生徒等の被ばくを最小限に留めるために迅速な対応がとれるよう不断に準備を行ってお

くことが必要である。

- 学校においては、学習として原子力施設関係者から話を聞く際には、原子力の有効性と負の側面の両面を児童生徒等が適切に認識できるように、事前に十分な打合せを行うなどの工夫が求められる。

＜具体的な方策＞

- 国は、関係機関が連携し、必要な情報を整理して提供する等の方策を通じて、学校や学校の設置者において原子力災害に対する適切な準備が可能となるよう努める。特に、災害時に正確な情報が学校現場にまで迅速に伝達されるよう十分留意する。
- 学校の設置者は、原子力災害について、学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や地方公共団体の定める災害発生時の措置の状況に応じて、原子力安全担当の部署と連携をとりつつ、避難訓練等必要な措置を講じるよう努めることが期待される。
- その際、特に、原子力災害発生時における緊急時対応の在り方について、原子力安全委員会において原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）を見直す考え方が示されている。また、緊急時環境放射線モニタリング、周辺住民に対する防護対策等の原子力防災対策の技術的、専門的事項等について基本的考え方を示した「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）について、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けた改訂が検討されており、それらの結果に十分留意することが望まれる。

2. 学校の施設及び設備の整備充実

（1）学校施設の安全性の確保のための整備

＜課題と方向性＞

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所ともなることから、その安全性を確保することは極めて重要である。しかしながら、未だに耐震性が確保されていない学校施設も存在している。そのため、安全教育の充実のみならず、一刻も早く全ての学校を耐震化するなどの施設整備が不可欠である。

- 学校施設については、構造体の耐震化だけでなく、非構造部材の耐震対策も速やかに実施する必要がある。特に、屋内運動場の天井材等の落下防止対策を進める必要がある。
- 学校施設については、東日本大震災における津波被害の教訓を踏まえ、津波による浸水が想定される地域では、各地域の状況に応じて必要な津波対策を講じる必要がある。

＜具体的な方策＞

- 国は、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」（平成18年4月24日 文部科学省告示第61号。平成23年5月24日改正）を踏まえて学校の設置者が行う公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化（備蓄倉庫の整備等）を支援する。更に、私立学校、国立学校についても同様に耐震化等防災機能の強化を推進するため、継続的に支援する。
- 学校や学校の設置者は、学校施設の非構造部材の耐震化に関する参考資料等を活用して、非構造部材の点検・対策を速やかに実施することが必要である。
- 学校の設置者は、近隣の高台や裏山など安全な場所へ速やかに避難できるような避難経路の整備、学校の上層階に速やかに避難できるような屋外避難階段の設置など学校施設の立地状況に応じた施設整備を推進することが期待される。

（2）学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実

＜課題と方向性＞

- 学校においては、不審者を侵入させないための対策を設備も含めて考えていくことが望まれる。地域に開かれた学校づくりを進めていく上では、児童生徒等の安全が確保されていることが大前提であり、外部からの不審者等の侵入防止の対策がとられていることが不可欠である。
- 学校の設置者は、災害発生等の非常時において安全を確保できるよう、必要となる防災設備、消防用設備、防犯用設備等を整備するとともに、非常時に活用できるよう定期的かつ適切に維持管理を行う。学校は、

教職員の役割分担を明確にして、そのような施設設備を日常的に点検し、児童生徒等の安全を守ることが必要である。

- 学校設備については、転落事故による死亡事故等も発生しているところであり、安全点検を実施するとともに、点検を踏まえた設備等の必要な改善措置を講じることが重要である。
- 定期の安全点検においては、学校の教職員だけでなく、児童生徒等、保護者、専門家等も参加して点検する機会を設けるなど、適切に点検が行われる工夫が大切である。
- 児童生徒等に関する情報が災害時に散逸する可能性があることを考慮し、クラウド・コンピューティング技術等も活用した情報管理を行うことが望まれる。
- 災害時に避難所としての役割も担う学校において、地域住民がICTを活用することにより、安否情報等を円滑に収集・伝達できるようにすることが望まれる。
- 被災した児童生徒等が学習の遅れを取り戻すことができるよう、学校のICTを活用した効果的な学習支援を行うことが望まれる。

<具体的な方策>

- 学校において災害発生等非常時における児童生徒等の安全を確保するため、国は、例えば、救命処置等のための設備として、自動体外式除細動器（AED）などの整備を行うよう促す。
- 国は、学校における安全対策の徹底を図る観点から、防犯カメラや防犯センサー、インターホン（門や建物の出入り口等への設置）、認証装置などの防犯監視システムや校内緊急通話システム（インターホン等）、警察との連絡システム、警備会社との連絡システム、防犯ベル・ブザー・非常押しボタン等（普通教室等校内への設置）、携帯型押しボタン（教職員への配布）などの通報システムなど安全対策に資する設備の整備を促す。また、さすまた、盾、催涙スプレー、ネット、杖などの安全を守るための器具の整備を促す。学校は、こうしたシステム等を有効活用するため、防犯カメラの監視など教職員の役割分担を明確にするとともに、研修等を行うことが望まれる。

- 国は、学校の設置者において学校設備の改善措置が適切に行われるよう必要な情報提供を行う。特に科学技術を活用した設備等については、その円滑な導入が図られるようモデル事業の成果等の必要な情報提供を学校の設置者に対して行う。
- 学校におけるICTの活用が、学びのイノベーションにつながるだけでなく、災害時において、学校が保有する情報の安全な管理や地域住民による様々な情報へのアクセスに資することを踏まえ、国は、学校及び学校の設置者においてICT環境の整備・活用が着実に推進されるよう促す。

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進

(1) 学校安全計画の策定と内容の充実

<課題と方向性>

- 学校安全計画を策定している学校は増加しているが、全体では、92.3%（平成22年3月）に留まっており、早急に全ての学校で策定することが必要である。
- 学校安全計画は、避難訓練等の安全指導も含めた安全教育に関する内容や学校の施設及び設備の安全点検、教職員の研修等も盛り込むこととされており、その内容を充実させるため、それぞれの具体的な記述が必要である。
- 学校安全計画を実施するに当たっては、内容や手段、学校内の取組が適切であったか等定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要であり、計画、実行、評価、改善（PDCA）サイクルを確立していく中で、より効果的な学校安全活動を充実させることが必要である。
- 学校ぐるみの安全確保の取組を促す例として、セーフティプロモーションという概念を提唱するWHO協力センターの指針に基づくISSの認証を取得する取組が挙げられる。取得に向けた取組の中で、①児童や教員などのけがや事故等の減少、②「安全」という同じ目標に取り組むことによる日常的な活動の活性化、③児童生徒等自らが危険を把握、予測、回避し安全な環境を構築する「安全力」の育成、④学校を中心に、児童、教員、保護者のつながりが強化され、地域との連携により安全な

「コミュニティ」づくりを推進，⑤安全・安心に対する意識の高まり等の様々な効果が見られたとの報告がある。

＜具体的な方策＞

- 国は，早急に全ての学校において学校安全計画が策定され，その内容の充実が図られるように，学校における安全に関する取組状況など必要な情報を収集するとともに，積極的な情報提供を行う。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターは，災害共済給付事業による事故データを学校における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で，学校現場に分かりやすく提供する。また，学校における事故データの活用を促すため，各学校の安全対策のニーズに即したデータを，学校がオンラインで自ら収集・分析できる災害共済給付システムの利用について広報に努める。
- 国は，学校の作成する学校安全計画のPDCAサイクルを通じた見直しを行うよう学校や学校の設置者に奨励するとともに，それを促進するために，外部の有識者等から適切な助言を受け，チェックできる体制を整えられるよう都道府県単位で支援を行う。
- 国は，ISSなどの優れた取組が各設置者の判断において進められるよう，必要な情報を収集するとともに，積極的な情報提供を行う。

（２）学校における人的体制の整備

＜課題と方向性＞

- 学校において，学校安全計画を立案し，実行していく中心となる者を校務分掌において位置付けることは有効な取組である。特に，中学校や高等学校は教科担任制で，教員も専門ごとに分かれているため，総合的な安全教育のコーディネートをする担当を明確にしておくことが望まれるとともに，幼稚園では小規模な組織を踏まえた工夫が必要である。また，全ての学校において安全の中核となる教職員等が一定水準の知識や資質を備えることが望まれる。
- 学校現場の実情を踏まえると，小学校をはじめとして，校務分掌において学校安全担当となった教員が十分な取組を行うことが困難であることから，管理職が学校全体の業務を適切に見直す等の配慮が不可欠であるとともに，国においても引き続き，教育環境の改善を図る必要があ

る。

- 学校の設置者によっては、安全主任といった学校安全の中核となる教職員の講習会を開催し、意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かしている例もある。
- 学校や学校の設置者の判断により、警備員を配置し、学校内の児童生徒等の安全を守る取組を進める事例が見られる。また、学校支援地域本部や放課後子ども教室といった地域と学校が連携する取組を通じて、ボランティアなどが学校内を巡回したり、常駐したりするような取組も見られる。学校や学校の設置者において、地域の実情に応じて、このような外部の人材を活用した人的体制を充実する取組を今後とも進めていく必要がある。

<具体的な方策>

- 国は、地方公共団体において管理職及び学校安全の指導的な役割を担う教職員の研修が行われる体制を整え、全ての学校において学校安全の中心的役割を果たす教職員が一定水準の知識や資質を備えることを目指す。
- 学校や学校の設置者は、事件・事故災害に関するリスク情報（データ）の収集・分析など、学校にとって非常に重要ではあるが専門性が求められ煩雑な事務を効率的に行うとともに、安全教育の実施や安全計画の策定などについて、各学校で教職員が十分な対応ができない場合にも留意し、地方公共団体においてスクールガード・リーダーや学校防災アドバイザー、学校安全に関する外部の専門家（例えば、警察や消防署の職員や安全に関する研究者等）等の協力を得られるような体制をあらかじめ整えることが期待される。国は、そうした取組を都道府県単位で支援するとともに、学校や学校の設置者に情報提供する。
- 国は、学校や学校の設置者において、地域の実情に応じて、上記のような外部の人材を活用した人的体制を充実する取組を今後とも進めていくことができるよう、適切な支援を行う。

(3) 学校における安全点検

<課題と方向性>

- 平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校の事件から10年余が経過し、学校現場では、その教訓が活かされていないという課題が指摘されており、今一度、不審者侵入に対する安全点検を各学校において徹底する必要がある。
- 学校においては、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得ながら、登下校において児童生徒等の安全が確保されるよう通学路の定期的な点検を行い、必要に応じ道路管理者、警察等に提言することが重要である。
- 校舎からの転落事故、学校に設置された遊具による事故等が発生していることや、地震等の自然災害による被害も想定されるため、学校や学校の設置者は、学校施設・設備の経年劣化等による危険箇所等の点検・確認を法令に基づき確実に行うとともに、支障となる事項があると認めたとときには、遅滞なく、その補修、修繕等の改善措置を講じることが必要である。
- 学校施設については、学校保健安全法に基づき、安全点検を行うこととされているが、学校施設の安全性を確保するためには、平常時の安全性のみならず、地震や台風などの自然災害に対する構造上その他の安全性を確認することが重要である。そのため、日常的又は毎学期1回以上定期的に安全点検を行うことはもとより、学校の設置者において一層の安全点検が実施されることが有効である。

<具体的な方策>

- 学校の事故の多くは環境と行動の改善で防げるという考え方に立ち、事故が発生した後は、各学校においては、事故事例を踏まえた具体的な改善の取組を行っていくことが必要であり、国はそのための情報提供体制の確立に努めるとともに、地方公共団体においても体制の確立に努めることが期待される。
- 学校や学校の設置者においては、学校や通学路での児童生徒等の安全を確保するため、保護者や地域のボランティアの協力のもと、事件・事故災害の起こりにくい環境を構築していくよう努めることが期待される。
- 学校や学校の設置者においては、必要に応じ道路管理者、警察等と協働して、交通安全、防犯、防災等の観点から通学路を定期的に点検

し、その結果に応じて適切な措置を講じるよう努めることが期待される。

- 災害共済給付事業による事故データは有益な情報であり、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいては、そのデータを学校における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、学校現場に分かりやすく提供する。また、学校における事故データの活用を促すため、各学校の安全対策のニーズに即したデータを、学校がオンラインで自ら収集・分析できる災害共済給付システムの利用について広報に努める。
- 学校や学校の設置者においては、学校施設、設備、備品について、日常的又は毎学期1回以上定期的に安全点検を行うことはもとより、定期点検を毎月行うことや数年ごとなど中長期的に各学校の設置者により安全点検を行うことなどについてルール化することが強く望まれる。
- 定期の安全点検においては、学校の教職員だけでなく、児童生徒等、保護者、専門家等も参加して点検する機会を設けるなど、適切に点検が行われる工夫が大切である。

(4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進

①教職員研修の推進

<課題と方向性>

- 学校現場で実際に安全教育等を中心となって行うのは教職員であり、その知識・技能や意識の向上が求められる。このため、現職の教職員に対する学校安全に関する研修の推進が必要である。
- 文部科学省の学校安全教室の推進事業の中で都道府県が実施する心肺蘇生の実技講習会を受講することにより、救命技能などの認定証が付与される例もあり、受講を促す観点で効果的である。
- 災害安全の取組に資するよう、国において各種の研修や事業実施の機会を活用するなどして、被災地の教職員の経験を非被災地の教職員に伝える取組を実現する必要がある。

＜具体的な方策＞

- 国は、管理職及び学校安全の指導的な役割を担う教職員の研修を地方公共団体において行う体制を整え、全ての学校において学校安全の中心的役割を果たす教職員が一定水準の知識や資質を備えることを目指す。
- 独立行政法人教員研修センターにおいて、各地域で指導的な役割を果たしている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理職及び教員並びに教育委員会の指導主事等を対象とした研修会を実施する。
- 国は、教員免許更新制における免許状更新講習の必修領域において取り扱うこととされている事項のうち、「学校における危機管理上の課題」の中で、学校安全についてより充実した講習が実施できるよう更新講習を行う機関等に対して、学校安全の現代的課題についての情報提供が行えるよう仕組みを検討する必要がある。
- 国及び地方公共団体においては、関係機関と連携を図ることにより、受講者が何らかの資格を取得できるなど研修の在り方について工夫することにより、受講を促進する。
- 国は、安全課題に応じて、全国の教職員が学校安全に関する一定の知識を持つことができるよう、最新の安全知識や優れた取組事例などについて教職員向け参考資料を作成・普及する。
- 国は、教職員の研修等を推進するためにも、学校安全に関する研究者等の指導者を養成するための方策を検討する。

②教職を志す学生への学校安全教育

＜課題と方向性＞

- 児童生徒等の健康と安全を守る上で必要なことや、児童生徒等に対する指導内容・方法は、教員の資質の基礎として身に付けておく必要がある。
- 教職を志す学生が学校安全に関する知識技能を修得することができるよう、教員養成課程などにおいて、行政や学校現場で行われている安全教育に関する最新の動向を学ぶことができるようにする取組につい

て検討することが必要である。

＜具体的な方策＞

- 国は、教員養成段階にある学生への学校安全に関する教育について、各大学の自主性を踏まえつつ、教員養成課程で学ぶことが必要な内容を整理するとともに、学校安全に関連する講義の開設や教育実習での学校安全に係る業務の実施など積極的な取組がなされるよう促す。
- 国は、大学の教員養成課程における学校危機に対する予防プログラムの開発や、そのプログラムを研究授業などに活用する取組などについて、引き続き、地域の実情に応じて展開されることを促進する。

（５）危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応

＜課題と方向性＞

- 学校においては、学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）について、実際の事件・事故災害時に活かせるのか、今一度見直す必要がある。その際、学校のマニュアルが学校単独で完結している側面もあり、より地域と連携した内容にすることが求められる。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に保護者等の迎えが不可能な場合の対応や、スクールバス乗車中に災害が起きた場合の安否確認など、これまでの各学校のマニュアルを見直すことが求められる。地域の特性を勘案して、起こり得る様々な状況に応じた対策やマニュアルの具体性に欠けていたことが課題である。
- 地域と連携した避難所開設訓練などについては、継続的に調整・訓練を行うことにより徐々に定着し、訓練の効果も高まると指摘されている。
- 実際に災害が発生した際に学校で円滑に事後対応ができるよう、各学校においてあらかじめ十分に検討する。特に、被災地での経験を踏まえ、物質的な被害の回復のみならず、心のケアや授業の再開に向けた対応なども含め、必要な項目を整理しておく必要がある。
- 学校においては、地震災害発生後、安全が確認された後の保護者等への引渡しについては、情報伝達ができないことや保護者等の迎えが不可

能な事態を想定し、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておくことが必要である。特に、家庭の状況等を把握した上で、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認を保護者等との間で行っておくことが望まれる。なお、在校時に限らず、登下校中に災害が発生した場合の対応も検討しておくことが必要である。

- 学校においては、地震による津波など、限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引渡さず、学校に留まることや適切な避難場所への避難を促すなどの対応も考えることが必要である。

＜具体的な方策＞

- 国は、学校や学校の設置者に対し、東日本大震災を踏まえて国において作成したマニュアル作成の手引等を活用し、全ての学校において速やかに危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するよう促す。
- 国は、学校や学校の設置者に対し、作成した危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の適時の見直しを求めていくとともに、それを促進するために、外部の有識者等から適切な助言を受け、チェックできる体制を整えられるよう都道府県単位で支援を行う。その際、学校の設置者においては、学校現場に即した助言ができるよう学校安全に関する外部の専門家と学校教育の専門家（例えば退職した校長等）が連携を図ることも考えられる。

4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

（1）地域社会との連携推進

＜課題と方向性＞

- 学校内外にかかわらず児童生徒等の安全を確保するためには、学校、家庭及び自治会、商店街組織、大学生など多様な層からなる地域のボランティア等が協力して児童生徒等を守るための活動を行う。学校においては、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全などに関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関や団体、民間事業者（交通安全教育に関する教習所など）と連携して、安全のためのより効果的な取組を

進めていくことが必要である。

- 学校においては、地域との連携を進める上で、防災担当部局や気象台、警察などとの連携が求められる。それにより、体験型の安全教育をより充実させることができるなどの効果が期待できる。
- 公立学校は地方公共団体との情報ネットワークが機能しているが、私立学校や国立学校には情報が入らないこともあるとの指摘がある。各学校においては改めて地域との連携をとりながら、情報ネットワークの多層的な在り方について考えていく必要がある。
- 校区における防犯や防災などの地図の作成等を通し、学校・家庭・地域が、危険な箇所や児童生徒等が駆け込める安全な場所等についての認識を共有することが重要である。
- 阪神・淡路大震災では、普段から地域住民と連携している学校においては、避難所としての運営が円滑に行われたという事例があり、東日本大震災においても、学校支援地域本部が設置されている学校では、避難所となった際に混乱が生じなかったという調査結果がある。防災教育においては、地域の絆づくりという視点が必要である。
- 安全教育は、学校だけが行うのではなく、保護者や地域住民も参加して行うことが重要である。各学校においては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等をはじめ、地域のパトロール隊やスクールガード（安全ボランティア）、消防団や災害時安全ボランティア等と連携することが重要である。
- 児童生徒等の安全確保において、例えば、学校を拠点とする総合型地域スポーツクラブとの連携・協働を進めることは重要な視点である。
- 学校の防災訓練に地域住民の協力を得るだけでなく、地域の一員として児童生徒等が防災訓練に参画して、発達の段階に応じた役割を体験的に学ぶことによって、大人になった時にその地域を守る意識の向上に資することが期待できる。
- 登下校時における安全確保の観点からは、学校と地域が連携して緊急時に児童生徒等が駆け込める場所を増やし、表示することで、緊急時の安全確保だけでなく、防犯に熱心な地域であることが示されることとなり、犯罪の抑止にもつながる。

- 「地域に開かれた学校」と学校安全との関係については、学校を地域に開く大前提として、学校の安全が確保されることが必要不可欠である。一方で、校門の管理や来校の際の事前連絡等のルールに従う地域の人々が学校に集まることにより児童生徒等の安全が見守られることになり、学校の安全性を高めることになるというように、両者は両立し得るものとして考え、対策を講じることが重要である。
- 児童生徒同士による傷害行為が近年増加していることから、学校においては警察その他の関係機関との連携の強化など安全管理体制を充実させることが重要である。

<具体的な方策>

- 国は、学校における安全活動や学校外における見守り活動を行う地域のボランティアに最新の警備情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など専門的な指導を行うため、スクールガード・リーダーを活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修を促進する。
- 安全教育は、学校だけが行うのではなく、保護者や地域住民も参加して行うことが重要である。この観点からも、各学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等の取組を進めることが望ましい。また、学校を拠点とする総合型地域スポーツクラブや児童生徒等が危険な際に駆け込める場所づくりなど学校安全の取組について、保護者や地域住民、設置者の異なる学校間など多様な関係者と連携する様々な方策が考えられる。
- 国は、科学警察研究所などの研究成果をはじめ最新の知見を積極的に取り入れ、見守り活動など学校と地域が連携した安全確保の取組に関し必要な情報提供を行う。
- 国は、地方公共団体において、学校と警察などの関係機関、団体との意見交換等の場（学校警察連絡協議会、地域学校安全委員会等）が設定されるよう促すとともに、地域社会全体で児童生徒等の安全を守るための活動を推進する。
- 学校や学校の設置者においては、必要に応じ、警察、道路管理者等と協働して、交通安全、防犯、防災等の観点から通学路を定期的に点検し、その結果に応じて適切な措置を講じるよう努めることが期待さ

れる。

- 学校及び学校の設置者においては、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学路における歩道、自転車道等の交通安全施設等の重点的な整備、幼稚園及び小学校を中心に周囲 500 メートルを範囲とするスクール・ゾーン（特に児童生徒等の交通安全の確保を図る特定地域）などの設定及び定着を促すことが期待される。
- 国は、各地域の特性に応じた体験的な防災教育を推進するため、学校等を避難所と想定した生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する「防災キャンプ推進事業」の実施と成果の普及に努める。
- 学校における児童生徒等に対する防災教育によって地域の防災力が高まるという効果も期待されるため、国は、特に学校における防災教育の推進が図られるよう、学校や学校の設置者と当該地域の防災部局や気象台、消防機関等との連携を促す。

（２）家庭との連携強化

＜課題と方向性＞

- 児童生徒等は生活時間の一部しか学校におらず、それ以外は地域社会、家庭で過ごしている。そのため、学校だけでなく、地域社会や家庭での安全指導が必要であり、特に、家庭における安全教育は重要である。
- 交通安全教育については、まず大人が交通ルールを遵守することが重要である。また、学校だけで交通安全教育の全てを実施できるものではなく、保護者や地域も含めて交通安全教育に関わっていくことが必要である。例えば、自転車の乗車前の安全点検などは、自転車を購入した家庭で行うべきであり、そのため保護者など大人への啓発活動が必要である。
- 自転車事故により児童生徒等が加害者になることが課題となっており、このような点からも、家庭と連携して安全教育を充実させていくことが重要である。また、機会を捉えて、保護者等に対する各種保険制度の周知を図ることが望まれる。
- ほとんどの保護者や地域住民は、学校の安全計画や安全教育等の学

校安全に関する情報を十分に把握していない。学校安全に関する情報を保護者等が得て、それを地域に活用していくことが重要である。そのため、学校は、保護者等が来校する機会等を捉えて、学校の安全計画や安全教育等の学校安全の取組を周知することが期待される。

＜具体的な方策＞

- 国は、学校における安全活動や学校外における見守り活動を行う地域のボランティアに最新の警備情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など専門的な指導を行うため、スクールガード・リーダーを活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修を促進する。
- 学校及び学校の設置者においては、学校安全に関する取組の情報を共有し、PTA等の協力を得ながら、家庭と連携した安全対策について必要な方策を検討し、実施することが期待される。

Ⅲ 方策の効果的な推進に必要な事項

1. 国における推進体制の整備

<課題と方向性>

- 関係する機関が連携して安全対策に取り組むというセーフティプロモーションの理念を踏まえ、文部科学省をはじめ関係府省庁が連携して学校安全に関する取組を進めていくべきである。その際、科学的に評価可能な学校安全に関する取組を推進するため、大学等の研究者や独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人防災科学技術研究所など、生活安全（防犯を含む）、災害安全、交通安全の学校安全の領域に関わる研究者や専門機関等との連携を更に進めていくべきである。
- 次代を担う児童生徒等が全国どの学校でも一定の水準の学校安全に関する指導を受けられるようにすることが必要であり、国は地方公共団体の取組が進められるよう努めることが重要である。
- 安全教育を効果的に推進するためには、指導者個人の資質に委ねるのではなく、適切な指導方法が確立されることが重要であり、そのための研究を推進していくべきである。
- 幼児期の学校教育・保育については、現在、政府において幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を目指していることを踏まえ、「総合こども園」などの新たな施設での安全方策についても留意する必要がある。

<具体的な方策>

- 学校安全に関する施策を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等との連携を一層深める。
- 国は、学校安全に関する施策が今後より一層実証的に取り組まれるための基礎として、学校の設置者等の理解を得、学校現場の負担にならないよう、既存の調査の活用や調査内容を整理するなど十分に配慮しつつ、学校安全に係る三領域について取組の実態把握を充実させるとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターや研究機関、学会等とも連携して、国内外の取組も含め、調査・分析を強化する。

- 学校安全の取組状況を把握する上で重要な指標として別添の参考指標を国において適切に把握することとし、本推進計画に示された具体的施策を着実に実施することによって、その改善状況を定期的に進行管理し、結果を公表する。
- 国は、学校や学校の設置者をはじめ関係者の学校安全に関する活動の円滑化を図るため、学校安全を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。
- 国は、学校安全の担当者会議などを活用し、国と地方との役割に留意しつつ、国の施策について十分な理解が得られるよう努める。
- 国は、安全教育を担当する部署の体制を充実し、学校における指導の充実を図られるよう必要な条件整備に取り組む。

2. 地方公共団体における推進体制の整備

<課題と方向性>

- 地方公共団体は、地域と連携しながら学校安全の取組を進めていく上で、地域の生活安全や防災等を担当する部局等と教育委員会が積極的に連携を進めるほか、市町村や都道府県の枠組みを超えた連携を進めることが望まれる。

<具体的な方策>

- 地方公共団体は、公立学校について設置者として責任を持つとともに、私立学校、国立学校の設置者との間においても連携を進め、地域における学校の安全対策の充実を図ることが重要である。また、各学校においては、私立学校が私立学校同士のネットワークをつくり、防災対策などを検討している例があり、地元地方公共団体との連携や公立学校等との連携も更に進めていくことが望まれる。
- 地方公共団体は、学校安全を推進する教育委員会等と地域の生活安全や防災を担当する部局間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、民間団体等との連携を一層深めることが期待される。

(別添)

参考指標

参考指標は、学校安全の推進に関する計画の各施策に関連して、学校安全の取組の推進状況を把握する上で重要な各種指標である。

○法令等に基づき措置することとされているもの

項目	現状
学校安全計画の策定	92.3% (平成22年)
危険等発生時対処要領の作成 (教育面, 災害安全, 交通安全, 生活安全を含むもの)	97.8% (平成22年) * 防犯の対処要領のみの数字
学校安全点検の実施	91.0% (平成22年)

○学校や学校設置者の取組を促すもの

本文該当部分	項目	現状
I. 2	インターナショナルセーフスクール (ISS) 認証校	2校
II. 2 (2)	学校の安全設備の整備 ・ 自動体外式除細動器 (AED) ・ 防犯監視システム ・ 通報システム ・ 安全を守るための器具 等	82.2% (平成22年) 76.2% (平成22年) 94.2% (平成22年) 88.2% (平成22年)
II. 3 (4)	学校安全に関して指導的な役割を果たす教職員への研修を実施する都道府県	今後調査予定 (参考) * 国の事業を活用した都道府県数 防災教室 27都道府県 交通安全教室 19都道府県 防犯教室 40都道府県 (平成23年度)
II. 3 (5)	学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制の整備状況	今後調査予定
II. 4 (1)	スクールガード・リーダーの配置	1,776人 (平成23年度) * 他に自治体独自に860人 (平成21年度)

